

令和7年設楽町告示第45号

設楽町林業機械貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町告示第45号

設楽町林業機械貸付要綱の一部を改正する要綱

設楽町林業機械貸付要綱(平成26年設楽町告示第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) ウッドチップパー

第3条中「もの」の次に「であって、営利を目的としないもの」を加える。

第4条中「第1」の次に「。以下「借受申請書」という。」を加える。

第5条(見出しを含む。)中「貸付」を「貸付け」に改める。

第6条中「林業機械の」の次に「貸付日及び返却日を含めた」を加え、同条ただし書中「期間」を「貸付期間」に改め、同条第2号中「薪割機」の次に「及びウッドチップパー」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定に関わらず、返却日が設楽町の休日を定める条例(平成17年設楽町条例第3号)第1条第1項に規定する町の休日に該当する場合は、その翌日を返却日とする。
  - 3 第1項の貸付期間は、他に借受けを希望する者が不在の場合に限り、貸付期間を更新することができる。
  - 4 前条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付期間を更新しようとするときは、第4条の規定に準じて借受申請書を提出しなければならない。
- 第7条本文中「貸付」を「貸付け」に改め、同条ただし書中「第5条の規定により貸付の決定を受けた者(以下「借受人」という。)」を「借受人」に改める。

第8条を次のように改める。

(借受人の遵守事項)

第8条 借受人は、林業機械の使用及び管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸付決定を受けた目的以外に使用しないこと。ただし、あらかじめ町長の承認を経たときはこの限りでない。
- (2) 営利を目的とする事業に使用しないこと。
- (3) 町外の土地及び町外から持ち込まれた樹木等に使用しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。
- (5) 破損及び汚損させないように適切に管理すること。
- (6) 紛失又は盗難のないよう適切に管理すること。
- (7) 第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (8) 原則として借受け及び返却は借受人自ら行うこと。
- (9) 提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。
- (10) 林業機械の処理能力を超えて使用しないこと。
- (11) ヘルメット、ゴーグル、手袋、保護服等を着用するなど安全対策を徹底し、事故防止に努めること。
- (12) ウッドチッパーで粉碎した樹木等(以下「粉碎物」という。)は、土壌改良材等として有効利用し、廃棄物として排出しないこと。
- (13) 粉碎物等を違法に投棄しないこと。
- (14) 騒音及び粉碎物等の散乱等による周辺環境への影響に十分配慮すること。
- (15) 返却前に林業機械を必ず清掃し、使用した燃料を補充すること。
- (16) 林業機械の故障その他異常が発生したときは、直ちに使用を中止し、町長に報告の上、その指示に従うこと。
- (17) 林業機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、借受人の費用と責任をもって処理し、速やかに町長へ報告すること。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条中「使用の使用」を「使用」に改め、同条第1号中「貸付4」を「貸付け」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報告)

第11条 町長は必要があると認めるときは、借受人に対し林業機械の使用、保管及び清掃の状況並びに使用実績等について報告を求めることができる。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

「

様式第1 (第4条関係)

設楽町林業機械借受申請書

年 月 日

設 楽 町 長 殿

住 所

団 体 名

氏 名

電 話

—

林業機械の貸付について、設楽町林業機械貸付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、この申請により林業機械を借り受けた場合は、設楽町林業機械貸付要綱の規定を遵守します。

記

借受機械	
借受期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

使用場所	設楽町 字
管理責任者	住所 設楽町 字
	氏名

」

「

様式第2（第5条関係）

設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書

年 月 日

様

設楽町長

年 月 日付けで申請のあった設楽町林業機械借受申請について、下記のとおり決定しましたので、設楽町林業機械貸付要綱第5条の規定により通知します。

決定区分	許可 ・ 却下
却下の理由	
貸付機械	
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用場所	設楽町 字

管理責任者	住 所 設楽町 字
	氏 名

」

### 附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

設楽町林業機械貸付要綱（平成26年設楽町告示第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(貸付機械等)</p> <p>第2条 <u>貸付け</u>を行う林業機械は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ウッドチップパー</u></p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 林業機械の貸付対象者は、次の各号に掲げるものであって、<u>営利を目的としないもの</u>とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第4条 林業機械を借り受けようとする者は、設楽町林業機械借受申請書（様式第1。<u>以下「借受申請書」という。</u>）により町長に申請しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、<u>貸付け</u>の可否を決定し、設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第6条 林業機械の<u>貸付日及び返却日を含めた貸付期間</u>は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、<u>貸付期間</u>を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>薪割機及びウッドチップパー</u>については15日以内</p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、返却日が設楽町の休日</u>を定める条例（平成17年設楽町条例第3号）第1条第1項に規定する町の休日に該当する場合は、<u>その翌日を返却日とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の貸付期間は、他に借受けを希望する者</u></p>	<p>(貸付機械等)</p> <p>第2条 <u>貸付</u>を行う林業機械は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 林業機械の貸付対象者は、次の各号に掲げるもの_____とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第4条 林業機械を借り受けようとする者は、設楽町林業機械借受申請書（様式第1_____）により町長に申請しなければならない。</p> <p>(貸付の決定)</p> <p>第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、<u>貸付</u>の可否を決定し、設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第6条 林業機械の_____貸付期間は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、<u>期間</u>を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>薪割機_____</u>については15日以内</p>

がない場合に限り、貸付期間を更新することができる。

4 前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）が貸付期間を更新しようとするときは、第4条の規定に準じて借受申請書を提出しなければならない。

（貸付料及び費用負担）

第7条 林業機械の貸付けに係る貸付料は、無料とする。ただし、林業機械の使用に係る消耗品費及び運搬費等その他諸費用は借受人

の負担とする。

（借受人の遵守事項）

第8条 借受人は、林業機械の使用及び管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸付決定を受けた目的以外に使用しないこと。ただし、あらかじめ町長の承認を経たときはこの限りでない。

(2) 営利を目的とする事業に使用しないこと。

(3) 町外の土地及び町外から持ち込まれた樹木等に使用しないこと。

(4) 善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。

(5) 破損及び汚損させないように適切に管理すること。

(6) 紛失又は盗難のないよう適切に管理すること。

(7) 第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。

(8) 原則として借受け及び返却は借受人自ら行うこと。

(9) 提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。

(10) 林業機械の処理能力を超えて使用しないこ

（貸付料及び費用負担）

第7条 林業機械の貸付に係る貸付料は、無料とする。ただし、林業機械の使用に係る消耗品費及び運搬費等その他諸費用は第5条の規定により貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）

の負担とする。

（借受人の責務）

第8条 借受人は、林業機械の使用及び管理に当たっては、林業機械の破損等の防止に努めるとともに、使用にあたっては、事故防止に努めなければならない。

2 借受人は、林業機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、借受人の費用と責任をもって処理し、速やかに町長へ報告しなければならない。



と。

(11) ヘルメット、ゴーグル、手袋、保護服等を着用するなど安全対策を徹底し、事故防止に努めること。

(12) ウッドチップパーで粉砕した樹木等（以下「粉砕物」という。）は、土壌改良材等として有効利用し、廃棄物として排出しないこと。

(13) 粉砕物等を違法に投棄しないこと。

(14) 騒音及び粉砕物等の散乱等による周辺環境への影響に十分配慮すること。

(15) 返却前に林業機械を必ず清掃し、使用した燃料を補充すること。

(16) 林業機械の故障その他異常が発生したときは、直ちに使用を中止し、町長に報告の上、その指示に従うこと。

(17) 林業機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、借受人の費用と責任をもって処理し、速やかに町長へ報告すること。

(損害賠償の義務等)

第9条 (略)

(使用中止及び返還の命令)

第10条 町長は、借受人が次の各号に該当するときは、借受人に対し林業機械の使用\_\_\_\_\_の中止及び返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請により貸付けを受けたことが判明したとき。

(2)・(3) (略)

(報告)

第11条 町長は必要があると認めるときは、借受人に対し林業機械の使用、保管及び清掃の状況並びに使用実績等について報告を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 借受人は、林業機械を目的外に使用し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務等)

第10条 (略)

(使用中止及び返還の命令)

第11条 町長は、借受人が次の各号に該当するときは、借受人に対し林業機械の使用の使用の中止及び返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請により貸付4を受けたことが判明したとき。

(2)・(3) (略)

様式第1 (第4条関係)

設楽町林業機械借受申請書

年 月 日

設楽町長 殿

住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話 ー

林業機械の貸付について、設楽町林業機械貸付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。  
 なお、この申請により林業機械を借り受けた場合は、設楽町林業機械貸付要綱の規定を遵守します。

記

借受機械	
借受期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用場所	設楽町 字
管理責任者	住所 設楽町 字
	氏名

様式第2 (第5条関係)

様式第1 (第4条関係)

設楽町林業機械借受申請書

年 月 日

設楽町長 殿

住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話 ー

印

林業機械の貸付について、設楽町林業機械貸付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。  
 なお、この申請により林業機械を借り受けた場合は、設楽町林業機械貸付要綱の規定を遵守します。

記

借受機械	
借受期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用場所	設楽町 字
管理責任者	住所 設楽町 字
	氏名

様式第2 (第5条関係)

設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書

年 月 日

様

設楽町長

年 月 日付けで申請のあった設楽町林業機械借受申請について、下記のとおり決定しましたので、設楽町林業機械貸付要綱第5条の規定により通知します。

決定区分	許可 ・ 却下
却下の理由	
貸付機械	
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用場所	設楽町 字
管理責任者	住所 設楽町 字
	氏名

設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書

年 月 日

様

設楽町長

年 月 日付けで申請のあった設楽町林業機械借受申請について、下記のとおり決定しましたので、設楽町林業機械貸付要綱第5条の規定により通知します。

決定区分	許可 ・ 却下
却下の理由	
貸付機械	
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用場所	設楽町 字
管理責任者	住所 設楽町 字
	氏名

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対し

て審査請求をすることができます。